

令和 7 年度 人吉市監査計画

令和 7 年 4 月 1 日 監査委員合議

第 1 趣旨

人吉市監査委員監査基準（令和元年 1 2 月 1 日施行）第 2 条の規定に基づき令和 7 年度の監査、審査及び検査（以下「監査等」）について、次のとおり監査計画を定める。

第 2 基本方針

地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供の際に発生する事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する必要がある。国においては、地方公共団体の事務執行の適正を確保し、監査制度の充実強化を図るため、令和 2 年 4 月 1 日から新監査基準による監査委員監査を実施しているところである（人吉市監査委員監査基準は令和元年 1 2 月 1 日施行）。

このような状況下、適正な事務執行の確保と最少の経費で最大の効果を上げるといった監査の本分を追求していくため、令和 7 年度監査計画を策定、実施するものとする。

第 3 監査等の実施方針

1 監査

(1) 定期監査（財務及び行政）

ア 財務監査

定期（財務）監査は、本市の財務及び経営状況を確認するとともに、財務処理を行う職員（管理職も含む）のスキルアップを図るために実施する。合わせて、業務効率化と不正防止のため、業務改善が必要な場合は監査目線で指導する。なお、財務監査は人吉市監査計画に基づく監査委員監査、人吉市定期監査実施要領に基づく監査とする。

	部署名						監査時期
市長部局	総務部	総務課	財政課	行財政改革課	防災課		令和7年12月～ 令和8年3月まで (予定)
	復興政策部	復興支援課	秘書課	情報政策課	交通政策課		
	市民部	市民課	環境課	税務課	地域コミュニティ課		
	健康福祉部	福祉課	こども未来課	高齢者支援課	保健センター		
	経済部	農業振興課	商工観光課	農林整備課			
	復興建設部	都市計画課	市街地復興課	道路河川課	住宅政策課		
	水道局	上水道課	下水道課				
	その他	会計課					
行政委員会等	教育部	学校教育課	給食センター	社会教育課	文化課	図書館	
	その他	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	選挙管理委員会事務局	公平委員会	
		藍田財産区					

イ 行政監査

これまでの定期監査の結果等を踏まえ、特定の事務又は事業の執行について、事務処理が法令順守のもと、適正かつ効率的に行われているかの視点に立ち監査を実施する。手法としてテーマ（事業効果等）をもった監査とし、監査内容については別途通知する。

過去の行政（テーマ）監査

- R元年度 市営住宅の管理運営、教育財産の目的外使用、保育の必要性に伴う認定業務、人吉しごとサポートセンター事業の効果、普通財産の管理事務 5件
- R2年度 準公金取扱の実態
- R3年度 学校における情報端末の整備（西瀬小学校）
- R6年度 学校における情報端末の管理（大畑小学校）

ウ 年間スケジュール

① 年間スケジュール

令和																
06		07												08		
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査準備	R06定期監査				たな卸し	決算準備										
					公表		R06決算審査					定期監査準備	R07定期監査			
			フォローアップ監査						健全化判断比率等審査			財政援助団体監査	備品検査			フォローアップ監査
					出納閉鎖						決算特別委員会					
例月出納検査																
	議会			議会			議会						議会			議会

※監査内容については、別途通知する。

(2) 財政援助団体等の監査

市が財政的な援助を行っている団体等に対し、出納その他の事務について、当該事業が財政的援助等の目的に沿って執行されているか、会計経理等が適正に行われているかという視点から監査する。

ア 監査対象

出資団体、指定管理者、補助金等交付団体などが対象団体

イ 実施時期

	団体名	実施時期	区分
★	人吉市シルバー人材センター	R7年11月	補助金
★	人吉市体育協会(体育施設指定管理料)	R7年11月	委託料
	人吉市社会福祉協議会	R8年11月	補助金
	人吉商工会議所	R9年11月	補助金
	人吉温泉観光協会	R9年11月	補助金

本年度実施予定

2 審査

(1) 決算審査及び基金運用状況審査

決算の計数が正確か、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的かという視点等から審査する。詳細は、別に定める「人吉市歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査実施要領」及び「人吉市公営企業会計決算審査実施要領」によるものとする。

ア 審査対象

一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和6年度決算

イ 実施時期等

区分		実施時期	報告時期
決算審査	一般会計・特別会計	7月～8月	9月
	公営企業会計	6月～7月	9月
基金運用状況審査		8月	9月

決算審査	藍田財産区特別会計	9月	10月
------	-----------	----	-----

(2) 健全化判断比率等の審査

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断比率及び資金不足比率に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかという視点から審査する。詳細は、別に定める「人吉市健全化判断比率及び資金不足比率審査実施要領」によるものとする。

ア 審査対象

前年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率

イ 実施時期等

区分	実施時期	報告時期
健全化判断比率等審査	8月～9月	9月

3 検査

(1) 例月現金出納検査

会計管理者が管理する現金の管理について、適法かつ正確に行われているかという視点で検査する。詳細は、別に定める「人吉市例月現金出納検査実施要領」によるものとする。

ア 検査対象

前月分の現金の出納。ただし、公営企業会計3月分は、4月の検査対象とする。

イ 実施時期等

区分	実施時期	報告時期
例月現金出納検査	毎月15日	当月末

4 その他の監査

監査の要求若しくは請求があったとき、または監査委員が、必要があると認めたときは、監査委員の協議による監査を実施する。

第4 監査等の結果報告及び公表等

監査等の結果については、市長ほか行政委員会の任命権者に報告し、市ホームページにおいて公表する。また、指摘した事項等について、市長等から措置状況の報告があった場合も、市ホームページにおいて公表するなど、監査の実効性を確保し、事務改善を促すものとする。